

## 低排出ガス車認定実施要領の改正（案）について

### 1. 改正の背景及び改正の内容

低排出ガス車の認定に際して炭化水素の評価については、平成12年規制においては全炭化水素（THC）により行っていましたが、THCのうちメタンについては有害性はなくSPM（浮遊粒子状物質）の二次生成への寄与も無視できる程度であることから、新長期規制（平成17年規制）からはメタンを除いた非メタン炭化水素（NMHC）により行っています。

しかし、中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第五次答申）」において、平成20年12月末までは測定機器の更新に配慮し、THCの測定値をNMHCへ換算することが適当であると答申されたことを受け、炭化水素の測定は、THCの測定値をNMHCに換算することにより実施してきたところです。（平成12年運輸省告示第103号第3条第2項）

今般、当該猶予期間が終了し、また、測定機器の更新状況にも問題がないことから、当該案件に係る事項を本実施要領から削除するための改正を行うことを予定しています。

併せて、その他、所要の改正を予定しています。

### 2. スケジュール

公布日：平成21年3月下旬（予定）

施行日：公布の日（予定）